

令和4年5月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和4年5月31日（火）午後1時30分から午後4時32分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 23人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 小林 康基 | 2番 | 中條 幸雄 |
| 3番 | 柳澤 一向 | 4番 | 武井 茂善 |
| 6番 | 久保 節夫 | 7番 | 太田 辰男 |
| 9番 | 丸山 茂実 | 10番 | 矢嶋 壽司 |
| 11番 | 窪田 英明 | 12番 | 塩原 秀俊 |
| 13番 | 田中 悦郎 | 14番 | 細江 弘光 |
| 15番 | 塩原 俊昭 | 16番 | 河野 徹 |
| 17番 | 濱 博 | 18番 | 齋藤 勝幸 |
| 19番 | 橋本 実嗣 | 20番 | 倉科 孝明 |
| 21番 | 塩原 至 | 23番 | 二村 喜子 |
| 24番 | 上條信太郎 | 25番 | 林 昌美 |
| 26番 | 瀧澤 和子 | | |

(2) 推進委員 14人

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 推2番 | 中野 千尋 | 推3番 | 大澤 好市 |
| 推5番 | 松田 和久 | 推7番 | 平林 哲 |
| 推8番 | 松下 秀一 | 推9番 | 田中 武彦 |
| 推10番 | 中平 茂 | 推11番 | 田中 孝人 |
| 推12番 | 堀内 俊男 | 推13番 | 北野 喜八 |
| 推15番 | 長崎 作夫 | 推16番 | 齋藤 知彦 |
| 推17番 | 中澤 一海 | 推18番 | 奈良澤 治 |

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 5番 | 中川 敦 | 8番 | 河西 穂高 |
| 22番 | 三村 晴夫 | | |

(2) 推進委員 4人

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 推1番 | 西村 博 | 推4番 | 梶原 知子 |
| 推6番 | 赤羽 武史 | 推14番 | 山崎 和男 |

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第26号～第30号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第31号、第32号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第33号～第35号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第36号～第42号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件……………（案第43号～第45号）
- カ 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件…（議案第46号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

(3) 協議事項

農地法第3条第2項第5号による別段面積について

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価……………（議案第47号）

(2) 協議事項

令和4年度最適化活動の目標の設定等について

(3) 報告事項

- ア 令和4年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

長野県農業開発公社事業の概要について

| | | | |
|--------|----------|-------|-------|
| 8 出席職員 | 農業委員会事務局 | 局 長 | 青木 美伸 |
| | // | 局長補佐 | 板花 賢治 |
| | // | 局長補佐 | 川村 昌寛 |
| | // | 主 任 | 藤井 勇太 |
| | // | 主 事 | 保科 黄 |
| | // | 事 務 員 | 田中 瑞恵 |
| | 農 政 課 | 主 事 | 中村 愛佳 |

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 21番 塩原 至 委員
- 23番 二村 喜子 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいり

ます。

初めに、議案第26号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、まず議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

田中事務員。

田中事務員

農業委員会事務局の田中でございます。

まず、議案の説明に先立ちまして、先月の総会の際に私、研修に出ておりましたので、できておりませんでした自己紹介を簡単にさせていただきます。

私は田中瑞恵と申します。4月より農業委員会事務局に配属された新規採用職員です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、改めて今月の新規就農者についてご説明させていただきます。

別冊資料、表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は1名です。

〇〇〇〇さん、住所地は岡田、農地所在地は蟻ヶ崎です。1筆、1,731平米を借り入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培目的はカボチャと伺っております。農業従事者は本人のみです。議案1ページ、1番に該当いたします。署名は中條農業委員と小林農業委員にいただいております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、田中さん、一緒に頑張りましょう。

田中事務員

ありがとうございます。

議 長

それでは、地元の委員の方からご意見を賜ります。

小林委員、お願いします。

小林農業委員

この〇〇さんは、せんだってご挨拶をいただきました。当地区というか、いわゆる旧市になるわけです。貴重な後継者の方ということで、カボチャということでございますけれども、成果を期待をしております。ぜひ何かご縁があったら応援していきたいなど、そんな思いもあって、お行き会いたところでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

中村主事。

中村（農政課）主事 農政課、中村でございます。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊議案の1ページをご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第26号になります。

合計欄のみ読み上げますので、18ページをご覧ください。

では、読み上げます。

一般、筆数149筆、貸付け97人、借入れ70人、面積23万2,264.36平米。

利用権の移転、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積4,379平米。

所有権の移転、筆数4筆、貸付け3人、借入れ3人、面積2,986平米。

第18条2項6号関係、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積605平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数180筆、貸付け111人、借入れ1人、面積32万1,325.34平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数162筆、貸付け1人、借入れ62人、面積28万3,167.34平米。

合計、筆数498筆、貸付け215人、借入れ139人、面積84万4,727.04平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数203筆、面積33万9,693平米、集積率は65.27%です。

議案第26号は以上となります。

議 長 ありがとうございます。

すみません、中村さん、議案28号も一括してお願いできますか、説明。

中村（農政課）主事 はい。

では、続きまして28号の説明に入らせていただきます。

合計欄のみ読み上げます。

筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,895平米。

認定農業者への集積率は100%です。

議案第26号及び28号は以上となります。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの28号も含めまして説明に対しまして農業委員、推進委員の方から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺いますので、よろ

しくお願いいたします。

議案第26号及び28号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第27号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長

それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 続きまして、議案19ページをご覧ください。

議案第27号になります。

合計欄のみ読み上げます。

一般、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,907平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,548平米。

合計、筆数2筆、貸付け2人、借入れ1人、面積3,455平米。

認定農業者への集積率は、ともに100%です。

議案第27号は以上となります。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第27号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

退室している濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

続きまして、議案第29号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長 中村主事、説明をお願いいたします。

中村(農政課)主事 続きまして、議案20ページをご覧ください。

議案第29号になります。

合計欄のみ読み上げます。

筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,376平米。

定農業者への集積率は100%です。

議案第29号は以上となります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第29号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

退室している丸山委員の入室を許可いたします。

(丸山農業委員 入室)

続きまして、議案第30号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関わる案件になりますので、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 引き続き20ページをご覧ください。
議案第30号になります。
合計欄のみ読み上げます。
筆数11筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2万9,339平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第30号は以上となります。

議長 ご苦労さまでした。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第30号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室を許可いたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第31号及び32号 農地法第3条の規定による許可申
請許可の件、2件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。
それでは、説明をさせていただきます。
総会資料の1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請許可の件、説明をさせていただきます。
議案第31号は、農地保全のため所有権を移転するものです。内容につ
いては、議案書のとおりとなります。
議案第32号は、農地保全のため所有権を移転するものです。内容につ
いては、議案のとおりですが、こちら、譲渡人の〇〇様がお母様、譲受人の

〇〇と書いて「〇〇〇」と読みますが、〇〇さんは親子でありまして、それぞれ現在、この申請地を共有で持っていらっしゃる状態です。その持分、〇〇さんの持分を〇〇さんに世帯内で移転するというものです。理由としまして、もともと〇〇さんの旦那さんと3人の共有だったそうですが、その旦那さんが亡くなられて、〇〇さんにまず持分を移転したので、これを機に、持分を全て娘さんにまとめておきたいということが申請理由だと聞いております。

以上2件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員の方の意見をお願いいたします。
31号、島内でありますので、河野委員、お願いします。

河野農業委員 位置図のほうの最初のページをめくっていただいたところ、大糸線島高松駅のちょうど西になります。見に行ってみたら、水稻で、水田としてきれいに植わっておりましたし、周りもきれいにしてありましたので、特に問題はないかと思えます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、32号について、波田でありますので、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 場所につきましては、波田の中下原地区というところで、現場を見に行きまして、大変きれいに野菜を作っているということで、農地保全のために問題ないと思えますので、よろしくお願いいたしますと思えます。

議 長 ありがとうございます。
それでは、全体を通しまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めまして発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、2件について、一括して集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第31号及び32号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第33号から35号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件及び関連がありますので、議案第39号及び40号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

それでは、議案書2ページをお願いします。

議案第33号です。関連がありますので、議案第39号についても説明いたします。両番号とも転用目的は宅地進入路拡幅というようなことになっております。内容については議案書のとおりです。

議案第34号、関連がありますので、議案第40号についても説明いたします。両番号とも転用目的は太陽光発電施設です。

議案第35号、転用目的は農家住宅及び農業用物置4棟となっております。写真がちょっと分かりづらくて申し訳ないんですけども、35号の一番最初の写真ですけども、手前のほうが農地として残す部分で、奥のほうが住宅等あると思うんですけども、線より奥のほうが追認を行う部分というようになっております。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、地元委員の方の意見をお願いいたします。

33号、入山辺でありますので、武井委員、お願いします。

武井農業委員

中野推進委員と現地確認をしまいりました。〇〇〇〇〇さんのお宅は、市道から50メートルほど奥に入っておりますが、幅員が狭く、車が入れないという状況でございます。先々母親を介護するには、車を玄関に横づけにする必要があるということで、議案39号の〇〇〇〇さんの農地の一部を購入するとともに、自分の農地も道路敷として進入路を拡幅するものがございます。周辺農地への影響はないと思われまますので、ご承認をよろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 地元委員の言うとおりで、問題ないかと思えます。

議 長

ありがとうございます。

それでは、議案番号34番、岡田でありますので、中條委員、お願いします。

中條農業委員 議案34と5条の40番ですが、場所が岡田の田溝池というところなんです、その南側のほりです。写真がありますが、人が歩いて向こうに向かっているんですが、その右側が田溝池になります。左側がちょっと低くなっていて平らなんです、今、麦を栽培しています。その向こうが農地で、〇〇〇番の〇であります。台帳は山林なんです、現況は畑ということで、今、耕作はしておりませんが、整地はされています。周りは、手前が、もう山のほうに太陽光発電設備がありまして、右側が池で、周りに環境等にも影響ないと思いますので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 地元委員の言うとおりで、太陽光でも問題ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案番号35番、波田でありますので、塩原至委員、説明をお願いいたします。

塩原（至）農業委員 次のページで写真を見ていただきたいと思います。〇〇さんの家なんですけれども、昭和60年頃物置とかいろいろ建てまして、息子さんが平成7年のときに結婚して、この宅地に住むようになりまして、スイカとか大規模にやっていく中で、やはり機械の導入等を図りまして、まだ農舎を勝手に建てて、これだけでもまだ足りないぐらいで、今度は新たに車庫というか、農舎を建設しようと思いましたが、その場所が農地だということで、本当に慌てて追認ということでぜひお願いしたいということで、いろいろスイカや、あと苗木の関係も絡まって、ヒノキ、ミズナラ等をいっぱいやっておりますので、ぜひ追認案件でございますが、よろしくお願いたしたいと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
川村補佐、追認について説明してください。

川村局長補佐 農業委員会事務局、川村です。
追認に関してご説明させていただきます。
当時の許可基準に沿って、その当時申請すれば問題なかったらというものに対して、後から許可するものでございます。
特にここは、建物等ございますけれども、建物の案件に関しましては、建築基準法を含めた中で都市計画法の関係も出てきます。
松本市ですと昭和46年に都市計画区域の指定をしております。続いて、合併関係ですが、波田が平成の一桁、梓川が平成の二桁に都市計画の区域

指定をしています。都市計画の区域指定をしていると何が起こるかといいますと、建築確認申請というものが義務化されます。いわゆる都市計画区域の指定後に建物があつた案件の追認に関しては、適正な建物だった場合には追認のテーブルに乗せますが、他法令で何か違反があるようなものと、やはり農地法といえども、追認のテーブルには乗れません。

今回の案件は、都市計画区域の指定前の建物ですので、建築基準法等の縛りが非常に薄い形となっておりますので、追認のテーブルに乗せたという解釈でお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた橋本委員、お願いします。

橋本農業委員 塩原委員さん、また今、川村さんが言ったように、もうこれはやむを得ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、全体を通しまして質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件3件及び農地法第5条に関する案件2件について一括して集約いたします。農業委員の方の意見をお伺いします。
議案第33号から35号及び39号と40号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第36号から42号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件のうち、先ほど審議いただきました39号と40号及び委員に関係する案件が含まれておりますので、41号を除く4件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、議案書3ページをお願いします。
議案第36号、転用目的は建て売り住宅です。
続きまして、議案第37号、転用目的は農家住宅です。

議案第38号は、転用目的、資材置場です。

議案第42号は、転用目的が農家住宅と農業用物置というようになっております。

補足になりますが、議案第38号ですけれども、渡人のところがちょっと人数が多いので、4ページのほうにまとめておりますので、確認のほうをお願いします。

以上になります。

これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議長 それでは、地元の委員の方の意見をお願いいたします。
36番、神田でありますので、小林委員、お願いします。

小林農業委員 せんだって28日に現地を見てまいりました。もともと、〇〇さんのご自宅の中ということで、古い戸建ての住宅、アパート2軒があって、それを取り壊して整地をして、道路を整備して、2戸建て売りということなんです。ご自身にもお行き会いをして、お話をお聞きしてまいりました。取付道路は4メートルで確保して、戸建てのアパート跡地ということで、問題はないと思っております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、現場を見ていただいた塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 周り見てもらうと、本当に宅地の中の敷地でありますので、問題ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案番号37番、神田でありますので、小林委員、お願いします。

小林農業委員 先ほど事務局の保科さんが言われたとおり、農家住宅という対応ということでございます。作付がよくなされておまして、問題はないということで帰ってきたところでございます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 おっしゃるとおりで、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案番号38、内田でありますので、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 5月27日に現地を確認してきました。当該農地ですが、市道を挟んで北側に松本ろう学校があります。それで、当該農地の西側は畑で、麦が作付されていました。南側は、この写真のとおり、家が建っていますが、一応住宅があります。東側は宅地となっています。ということで、この農地ですが、数年前までは内田の女性協議会のメンバーが小学生を対象として、食育を兼ねて野菜を作付していた農地ですが、農地の作付ができなくなったために、地主に返した後は耕作がされていません。ということで、写真のとおり雑草が繁茂している状態です。それで、地主は、資料のとおり、6名の方の共有地で、農地として耕作する意向がないということで、今に至っています。ということで、第3種農地ということで、やむを得ないのではないかと判断しました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 差し支えないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 それでは、議案番号42番、波田でありますので、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 42号の件でありますけれども、写真は一番最後の15ページであります。〇〇さんにつきましては、おばあちゃん、父親夫婦、そして今度息子夫婦が同居しております、息子夫婦が子供できて、やはり8人で暮らすということがなかなか若い人と年寄りでは難しいということで、どこか宅地がないかと探しておりましたが、なかなか見つからず、自分の父親が持っている土地に農家住宅を建てたいと言ったら、親が賛成いたしまして、この写真見てもらって、前に倉庫ありますが、これはもう許可が取れております。そして、その四角いところに住宅と倉庫を建てるとということで、あと空いたところには、このうちの農家はブルーベリーと、あとスイカが主で、結構面積をやっております。そのため、資材置場がないということで、野積みでも資材を積んでおく場所も設けるとということであります。あとは、仕方ないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた橋本委員、お願いします。

橋本農業委員 塩原委員の説明のとおりでありまして、もうやむを得ないと思ひます。よ

ろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

それでは、全体を通しまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めまして発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、4件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第36号から38号及び42号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の規定により、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

それでは、議案41号について説明させていただきます。

すみません、写真のほうから説明させていただきたいんですけども、写真の14ページのところですが、写真の線で囲ったところの訂正をお願いしたいのですが、手前の右側のほうに斜めに線が入っておるんですけども、農地としましては、このハウスがあって、水路の奥側までが農地になっていますので、この線だとアスファルトのほうまで農地に見えてしまうんですけども、申し訳ないです。ここの線はなしで、ハウスがある水路より向こうのほう申請地というような形になっておりますので、大変申し訳ないですが、訂正をお願いします。

議 長

川村補佐。

川村局長補佐

すみません。私のほうから説明させていただきます。

ハウスが中ほどにありますが、ハウスの下側のところに横に黒い線が見えると思います。破線のように途中分かれていて、ホースがあるんですけども、

この黒いものが水路です。いわゆるこの水路の上側のほうだけが農地ということで、この写真を見ると、右側の右下のほうにもラインが斜めに伸びていますが、手前の舗装部分までかかってしまうというのが今の説明です。いわゆるハウスと並行に横に本来は線が入っているという形でご理解願いたいと思いますので、お願いいたします。

議長 よろしいですか。水路までということで、水路の下の斜め線はないということですが、それでは、地元の二村喜子委員、お願いします。

二村農業委員 今回この圃場を28日に見させていただきました。〇〇〇〇〇〇〇〇が農業用倉庫建設のため、代表の〇〇〇〇さんの父の〇〇〇〇さんから所有の農地の1筆、1,035平米を使用貸借により権利設定を行うものということです。場所は横沢地区の集落内の一角で、横沢集落センターの30メートル西に当たります。この農地は、木が少しあるんですけども、その横は第三者の農地、そして南側が用水路と道路、横は〇〇〇〇さんのお宅で、〇〇〇〇さんの農業用施設に囲まれているところで、農業経営上、この土地が一体的に利用されている、そういう場所になっています。見させていただきました、将来的な農地利用には全く影響がなくて、担い手の経営規模拡大に伴う施設建設なので、転用はやむを得ないのではないかなというように思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
現地を見ていただいた塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 現地を見させていただきました、やはり大規模農家の方にとって農業施設は必要なものだと思いますので、やむを得ないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件につきまして質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第41号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
退室している倉科委員の入室を許可いたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第43号から45号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、説明をさせていただきます。
7ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について説明をいたします。
議案第43号、横田にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものとなります。
続きまして、8ページをお願いいたします。
議案第44号、惣社にお住まいの〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。
続きまして、議案第45号、同じく惣社にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。
なお、議案第44号、45号につきましては、お二人は共有で持っていらっしゃる土地で、そのうちのそれぞれの持分について証明をするものとなっております。
以上、内容については議案書のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地元の委員の方のご意見を伺いますが、43、44、45、柳澤委員、一括して説明してください。

柳澤農業委員 43、〇〇さんの件ですけれども、ここは〇〇さんの畑が2筆あるんですけれども、自宅の敷地の続きで、一昨日ここを拝見させていただきました。現在は夏用のトマト、キュウリ、カボチャ、そういったものが植えつけられていました。ネギも一部にございました。畑地として利用されているということが分かりました。

それから、もう一筆、田んぼがその自宅から東側にあるんですけれども、ここもきちんと田植えが終わって、稲が育っていました。ただ、この場所は周りが全部住宅なんですね。ここ1か所だけがぽつんと農地があって、何かちょっと見たところ、よくやっているなという感じがしましたけれども、いろいろ除草剤等使わずに、しっかり作っている様子でした。特に問題ございません。

それから、もう一点、〇さんのところは、昨日、行ってきて見ましたけれども、現在はこここのところ、畑とか、これ、田んぼだったんだと思うんで

すけれども、JAを介して〇〇〇〇〇さんに貸し出しているということで、多分去年もソバを作っていたということで、行ったときには、まだ草がずっと生えていたんですけれども、これからソバの種の播種等をすれば、きれいなソバ畑になるだろうと思います。特にそういう意味では問題ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

全体を通しまして皆さんから意見、質問等を賜りますが、ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について、一括して集約いたします。

農業委員の方にご意見を伺います。議案第43号から45号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第46号 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積決定の件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

川村補佐。

川村局長補佐

農業委員会事務局、川村です。

説明させていただきます。

9ページになります。

別段面積の設定ということで、2件ございます。

今井の526平米、〇〇〇さん所有の土地になります。〇〇さんは東京都にお住まいで、こちらのほうの管理ができないということから、今回の申請理由となっております。

続きまして、2番、波田、487平米、〇〇〇〇さんです。〇〇さんも千葉県在住ということで、管理ができないということから、今回の申請理由となっております。

なお、2件とも事前に地元の農業委員さんに現地を確認していただき、問題ない旨で回答を得ております。

以上、2筆、合計1,013平米についてご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、この案件につきまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様を含めまして発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第46号について、原案どおり対象農地を決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり設定することに決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、報告事項のアからオについて説明をいたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
合計のみ申し上げます。
総会資料の10ページからご覧ください。
まず、10ページ、非農地証明交付状況の件、1件、11ページから13ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、17件、14ページから15ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、20件、16ページ、農地法第4条の規定による届出の件、7件、17ページから18ページ、農地法第5条の規定による届出の件、11件。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、本件についてご承認いただける農業委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 続きまして、農地に関する事項の協議事項に入ります。
協議事項、農地法第3条第2項第5号による別段面積についてを議題いたします。

事務局の説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任

それでは、農地法第3条第2項第5号による別段面積についてを説明をさせていただきます。

総会資料の19ページをお願いいたします。

こちらについてですが、農地法第3条の許可要件の1つである下限面積の要件となります。

松本市では、農地法施行規則第17条による設定基準に従い、農林業センサスの結果から地区ごとに設定をしております。農業委員会は毎年、これらの面積について設定、修正の必要性について検討する必要があるため、本年度の取扱いについて協議するものです。

今年度の取扱いについては、2020農林業センサスの確定値から上記2の(1)のウにおける条件と照らし合わせた結果、本年度も各地区の下限面積は変更をしないものとします。

なお、各地区の下限面積により農地の権利取得ができないとの対応につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいた権利設定及び別段面積設定農地を活用し、権利設定の手続が行われるように進めるものとします。

続いて、20ページをお願いします。

こちらが各地区の別段面積となっております。ホームページで公開を予定しております。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

委員の皆様でこの案件につきましてご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、本件についてご承認いただける農業委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。

ここで農地に関する事項が終了いたしましたので、暫時休憩といたします。35分議事再開といたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(休 憩)

議 長

議事を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、議案第47号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、47号で、21ページからになります。よろしくをお願いいたします。

3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということでお願いいたします。

こちらにつきましては、このスタイルでの点検・評価はこれが最後となります。

また、次の項目でまたその変更内容は説明していきますが、まず要旨のところですが、これは平成28年の3月に出されました農水省の農地政策課長通知というものに基づいて毎年点検・評価をしているものでございます。

それで、関係通知は22ページ以降につけてございます。

23ページのところの上から5行目、「今般の改正では、所掌事務を見直し、農地等の利用の最適化の推進が必須事務となったことに併せ」、「最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが新たに法定化されました」というふうに書いてございます。これが平成28年の3月の通知でございます。

それで、毎年度、翌年度の6月30日までに公表されなければならないというようなことで、これに基づきまして、昨年度の事務を点検・評価して、6月30日までにインターネットに公表するという、こういう内容でございます。

こちらにつきましては、繰り返しますが、これが最後ということでございます。

24ページからがその内容ということで、事務局で作成したものでございます。

24ページにつきましては、農業委員会の状況ということで、各種統計資料ですとか農林業センサスの資料、あるいは農地台帳や農政課の認定農業者の数ですとか、いわゆる担い手の数といったものを引っ張ってきたり、いろいろな客観情報を載せてございます。

それから、25ページからが内容でございます。

この内容につきましては、先月、4月の総会で一通り3年度の年次報告をさせていただいておりますので、詳細に関する説明は少し簡単にさせていただきます。

要点だけご説明いたしますと、まず25ページの上のところ、担い手への農地の利用集積・集約化のところ、現状というのが前年度の集積率ですけれども、7,200ヘクタールに対して4,134ヘクタール集積面積が

あって、集積率が57.4%、これが令和2年度末でした。

それで、令和3年度はどうなったかといいますと、その次の2段目の表で
すか、集積実績は4,004ヘクタールということで、130ヘクタール
落ちてしまったというふうなことで、これが状況でございまして、集積率
はそこには表示してないんですが、55.8%になります。若干、2ポイ
ント弱落ちてしまったというような結果で、目標に対する達成状況も88.
7%にとどまりました。

こちらのほうは、農政課のデータを解析しますと、認定農業者の数は9名
ほど増加しているんですが、大規模経営体の規模縮小によりまして、集積
面積が減少というような分析結果が出ております。大規模経営体自体も、
だんだん高齢化してきて、そんなに引き受けられなくなってきているとい
うようなこともあろうかと思えます。

そんな形で、大規模経営体の規模縮小ということで、引きずられて集積率
が落ちてきたというのが現状でございます。

それから、一番下のところ、評価ということでございます。

目標に対する評価、活動に対する評価ということでございますが、昨年は
委員改選等ありましたんで、研修会等で制度に対する知識を深めて、役割
を確認しながら活動を行ったという活動評価を作っております。

26ページに移りまして、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進と
いうことでございます。

上のところがこれまでの実績、それから真ん中のところに3年度目標及び
実績がございまして。

参入目標面積は、6経営体で6ヘクタールということを目標に掲げていま
したが、実績は31経営体で6.9ヘクタールの参入実績面積だったとい
うことで、こちらについては、かなり良好な数字になってきているとい
うことでございます。

一番ページの下のところ、目標に対する評価、活動に対する評価という
ところで、目標の評価は、新規参入の約半数が自家消費目的ということで、
貸借時の下限面積を問わない参入促進効果が引き続き現れています。

営農目的の比較的大規模な参入事例もありまして、面積目標についても好
調を維持しています。

それから、活動評価ですが、農地情報に対する問合せが増えていると。ホ
ームページ掲載が新規就農につながった事例もありまして、情報活用が進
んでいます。借入希望者が大半で、売却希望農地については検討を要する
という評価をしております。

27ページでは、遊休農地に関する措置に関する評価ということでござい
ます。

上のところが現状及び課題ということでございまして、31.5ヘクタ
ールの遊休農地面積というのが、これが令和2年度末、つまり令和3年3月
のときはそんな状況でしたが、昨年1年間で、ちょっとここに書いてない
んですが、実際は48.1ヘクタールということで、16.6ヘクタール
遊休農地面積は増えております。

こちらにつきましては、次の2番のところの枠の中に3年度の目標及び実績というふうなのがありますけれども、解消目標は、毎年1ヘクタールずつ遊休農地を減らしていこうというのが目標としていたところです。ところが、実際は増えてしまった。16.6ヘクタールも増えてしまったということで、解消実績としては、1ヘクタール減らしていこうとするところ、実績としてはゼロ。ゼロというか、もう増えてしまっているというふうなことになります。

これは、やはり担い手も毎年毎年1歳ずつ年を取る中で、新たな遊休農地というのは、これからますます出てくると。解消しても解消しても、だんだん出てくる遊休農地がある以上、もっともっと頑張っ解消しないと、マイナスにはなっていないというふうなことが実情でございます。

27ページの下のところ目標及び活動に対する評価ということで記載してございます。

特に、活動に対する評価は、日常的な農地パトロール活動を強化して、遊休農地の状況把握に努めたということでございます。

非農地判断を前提とする荒廃農地（B分類）との見極めを強化して、守るべき農地を明確化したというところが精いっぱいの記載内容でございます。

28、こちらにつきましては、違反転用への適切な対応ということで記載してございます。

7.6ヘクタールの違反転用実績ということで、若干増加傾向にあります。

いずれにしても、違反転用に至る前の未然防止に一番力を注がなければいけないところがございますので、危ない兆候が見られたら、即指導していきなりしないと、未然防止が一番重要だというふうに考えております。

29ページ以降につきましては、事務の実施状況になりますので、こちらは目を通していただければ結構かと思えます。

いずれにしても、このスタイルでの点検・評価はこれが最後ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、認められましたら、ホームページのほうに載せていきたいので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明がありました。

これに対しまして農業委員、推進委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これより採決を行います。

この案件につきまして、全委員の皆さんにお伺ひいたします。

議案第47号について、原案どおり決定することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、協議事項、令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、32ページ以降になりますが、お願いします。

協議事項とさせていただきます。本日はまだ素案の段階で、こんな形でまとめていきたいかなというものでございます。

令和4年度最適化活動の目標設定等についてということで、こちらにつきましては、この2月2日付で発出されました農水省経営局長通知及びその関連通知、関連通知というのは、事務の詳細を規定する農地政策課長通知を言います。これによりまして、4年度の最適化活動の目標設定について協議をするものでございます。

経営局長通知の次に、2月25日付で農地政策課長通知というのが出まして、それが33ページ以降になります。

課長通知ですね、従前の考え方と何が違ってきたかということでございますが、今までも各農業委員会が努力目標、努力規定としまして指針をつくりまして、独自目標設定をしていたわけでございますが、今回は国が最適化活動の目標をですね、目標というか、その明確な基準というようなものを国主導で示して、これに従って各農業委員会が目標設定を行うことが求められてきたという点がちょっと違ってきているわけでございます。

しかも、設定した目標の達成度合いに応じて最適化交付金が交付されるという点も変わってきております。

また、目標の立て方自体も、農業委員会としての目標と最適化活動を行う委員の目標の二通りに分けられたというところもまた変わってきているということで、ちょっと今までの考え方とは異なってきたということでございます。

その通知が34、35、36、37まであって、それで38、39は、例えば目標に対する達成状況に応じて点数がどのくらいつくのかというようなことが事細かに決められていて、その合計得点で、どの程度農業委員会に交付金が配分されるかというようなことが全国の農業委員会との相対的な関係の中で決まってくるということになります。

それで、40ページ以降は、国が示す通知に基づいてどのような目標を立てなければならないかというふうなことになります。

この40ページの(1)が農業委員会としての目標、それから下のほうに(2)として最適化活動を行う推進委員等の目標ということで、二通りから構成されています。

(1)の農業委員会の目標は、こちらの目標は、国の考え方は8割を集積するという考え方は取り下げてはいないんですが、ただ、地域の実情により即してという弾力的な考え方が今回出てきたもんですから、基盤強化法に基づく県の基本構想に当てはめまして、松本市でも構想をつくっていますので、その構想と整合を取ってもいいよというようなことが認められたので、農業委員会の目標も、こちらを採用していけばいいという考え方でございます。

ですから、県が示す60%に倣って松本市全体の集積目標を60%にしたということでございます。

ただ、地帯区別の集積目標は、それぞれ地域に応じて、一番低いところは中山間地帯の35%、高いところでは水田地帯ということで70%ということで、ちょっと幅を持たせて地域別の目標設定を行うということになっております。

それから、遊休農地の解消の関係ですが、考え方として、まず既存の遊休農地の解消と新たにこれから発生する遊休農地の解消ということで、2つに分かれます。

まず、既存の遊休農地の解消につきましては、緑区分と黄色区分というふうな考え方が出てきまして、緑区分というのは、草刈り程度ですぐ解消できそうなもの、黄色区分というのは、ちょっと木が生えていたりして、重機を入れて基盤整備をしないと容易には解消できそうもない、それが黄色区分。

その黄区分と緑区分というのは、昨年、我々農業委員会、松本市は委員改選が8月に行われたもんですから、旧委員で利用状況調査を6月、7月で行いました。例年より1か月ほど前倒しでうちはやってきたもんで、利用状況調査を始めてから、国から遊休農地の判定基準が新たな考え方に変わったよというような通知が示されて、うちはもう間に合わなかったと。もう始めた後だったということで、今さら状態になってしまいまして、まだ緑区分と黄色区分の明確な区分けができていない状況です。

昨年8月に委員改選になって、新しい委員の皆さんには、ブロック会議で、実は黄色区分と緑区分という新しい基準ができたということで、今年はまた7月、8月に利用状況調査を予定しておりますけれども、全筆調査は1日、2日でできるものではないもんで、こつこつと自分の担当区域の調査を計画的に進めて、あらかじめ遊休農地の目安をリストアップしていただいて、リストを事務局に提供していただければ、そのところだけ利用状況調査で再確認していただければいいよという形でご案内をしたところでございます。

ということで、また今年の7月、8月見ていただくときには、緑区分と黄色区分、しっかり区分けをしていただければと思います。

この緑区分、黄色区分につきましては、国の考え方では、緑区分につきましては、4から8年度の5年間で全て解消、解消してくださいと。ゼロにしてくださいという考え方が示されております。黄色区分につきましては、現実問題、解消は難しいでしょうから、解消に向けた工程表だけは作成し

てくださいよということをおっしゃいます。これが既存の遊休農地の目標設定の考え方でございます。

うちはどうするかということですが、まだ緑区分と黄色区分、区分けができていないもので、4年度にしっかりと区分けをして、5年度から8年度の4年間で、また解消目標をつくっていくかというふうな次善策を考えたいと思っています。

それから、下のほうにある、その下のところにある新規に発生する遊休農地の解消、つまりこれから新たに発生する遊休農地の解消ですが、こちら、緑区分、前年度に新規発生した遊休農地は、当該年度で全てを解消ということでございますので、今年の利用状況調査で新たに緑区分が判明した場合は、来年度中に全てを解消というふうな考え方になります。これが経営局長通知が求めているものでございます。

それから、新規参入の促進が③のところにあります。

新規参入者に貸付け可能な農地として権利移動面積平均の1割以上とするを公表ということで、直近3年間ですね。直近3年間というのは、平成28から平成30年度の3年間のことを言うんですが、この3年間の平均値の1割以上を新規参入者に貸付け可能な農地として公表してくださいよと、こういうことを目標設定に求められています。

対象農地の把握方法につきまして、ちょっと課題が残る状況でございます。目標設定はできるんですが、実際どうやって把握するのという話です。

それから、次は活動目標がその下にあります。

活動日数と活動強化月間の設定ということで、推進委員等が最適化活動を行う日数を設定、それから活動強化月間を3か月以上設定というふうなことが求められています。

それから、⑤新規参入相談会への参加と。県や市が実施する新規就農相談会に委員が1名以上参加ということをお活動目標にしてくださいという内容です。

それから、(2)最適化活動を行う推進委員等の目標ということで、その成果目標と活動日数目標ありますけれども、成果目標につきましては、担当区域ごとに定めた(1)、上の(1)の農業委員会の目標の集積目標、遊休農地の解消目標、新規参入の促進目標、その目標を担当区域ごとに定めて、それを成果目標にしてくださいということをおっしゃいます。

それから、活動日数目標ですが、組織の統一的な日数として、1か月10日という設定で、今、動いているところです。

次に、最適化活動の成果目標の設定についての考え方が41ページでございます。

ちょっと今日は、担当区域ごとの目標はまだ示せませんので、ちょっと計算式がかなり複雑で、集積率を担当区域ごとに出すというのはかなり至難の業で、担い手と言われている人も、出作入作があったりしまして、なかなか単純に地域の集積率をすぐには出せない。ちょっと時間がかかりますので今日は全体目標しか示していないんですが、まず農地の集積でございます。

市全体の目標、県の基本構想、あるいは松本市の基本構想の目標年度が令和10年度になっておりますので、これに倣って、令和10年度までに市の全体の集積率を60%にするということで、単年度目標は、現在の立ち位置55.8%から毎年度おおむね0.6%ずつ集積率を向上させることを目標にするという組み立てでございます。

ただ、先ほどの点検・評価でも出てきたとおり、大規模経営体が規模縮小し始めているというような現状もありますので、県下でトップレベルのところ松本市はいるんですが、55.8を60%にするというのもかなり、かなり難しい目標かなというふうに見ております。

委員の担当区域ごとの目標というのは、またそれは後日ということで、ご勘弁をいただければと思います。

ですから、現在地が今、どこにいるのかですね。例えば、芳川地区とか、島内地区とか、今井地区とか、現在の集積率が何%で、着地点がそれぞれ55なり、70なり、60%なり、35%ということになっているので、現在地と着地点を線で結べば目標は出てくるわけですが、そんなことで、ちょっと後日ということでそこはお願いしたいと思います。

2番目、遊休農地の解消の関係です。

今ご説明したとおりで、そもそも緑区分と黄色区分の把握がまだできてない状況でございます。まずは今年度しっかりと把握して、来年度に目標設定を行うことといたします。

それから、3番目、新規参入の促進の目標でございます。

平成28年度、29年度、30年度、この3年間の年度平均の権利移動面積は568ヘクタールと。大体568ヘクタールの農地が、権利移動がされているということでございます。中間管理権はダブルカウントになってしまうもので、配分しか入れていませんけれども、そういったことでございます。

この考え方でいくと、10分の1を目標にしてくださいということですので、56.8ヘクタール、これを新規加入者に貸付け可能な農地として、所有者の内諾を得て、公表する面積としなければいけないということで、56.8ヘクタールもの面積を、この農地は新規就農者も借入れ可能な農地ですよというような形で公表していかなきゃいけないというふうなことになります。言うのは簡単ですが、実際どういうふうにするんだというふうなところは、ちょっと非常に課題として残っているところでございます。

また、委員の担当区域ごとの目標も、担当区域ごとに計算して得た面積を基本にというふうなことになっているので、こちらもまた後日ということでお願いしたいと思います。

以上の考え方で、42ページ以降の新たに発出された経営局長通知及びその下の課長通知に基づいて、まず目標設定の素案をつくったところでございます。

42ページのところで、ちょっと私、ちょうど真ん中のところに「農家・農地等の概要」というのがあって、ちょうど真ん中のところに基幹的農業従事者数が4,246人、女性が1,884人、40代以下192とありま

すが、私、40歳以下と勘違いして作ったもので、よく見たら、40代以下なもので、49歳まで入ることが後で分かりまして、475ということをお願いしたいと思います。475です。

これは客観的なデータでございます。

それで、43ページが最適化活動の目標ということで、今ご説明した集積の関係は55.8%で、課題のところですね。課題をしっかりとリストアップすることがまず大切かと思えます。

1つには、地域の情報も集まるJAとの連携強化、これが何より重要かと。

2番、人・農地プランに基づき、アンケートや相談活動の強化による最新の意向把握と地域全体で農地の貸借調整を進める仕組みの確立。農地の調整会議というんですか、春先、農閑期に行われる地域全体で集まって、この農地は誰に任せるかという農地の貸借調整会議、その仕組みの確立が何より重要かと思っております。

それから、3番目、所有者不在農地等の集積に向けた委員と事務局の連携。事務局も調査できる部分は調査して、委員と連携していかなければいけない。

それから、4番目、活用可能な補助事業等の検討ということを課題としてリストアップしたところです。

それから、(2)、真ん中のところの(2)遊休農地の解消でございます。

まだ把握していませんので、まずは把握だということですが、その課題のところですね。

まず1番、人・農地プランに基づき、耕作できなくなった農地を担い手に確実に引き継ぎ、地域全体で遊休化を未然に防止する仕組みづくり、未然防止が大切だということで、それが課題です。

それから、2番、狭小、変形等の担い手利用に向かない農地は、菜園を希望する一般市民への貸出しを促進するなどの情報発信の強化、これも1つの解決策かと。

それから、3番目、中山間地域における振興作物の選定、粗放的な農地利用を含めた持続可能な施策の検討。手間とコストをかけない効率的な農地の利用方法、これが大切か。

4番目、森林化により耕作の再開が困難な農地の見極めと非農地判断の確実な実施。もう諦めざるを得ない農地は、どんどん外していくという考え方。

これが課題でございます。

それから、44ページへ行きまして、(3)新規参入の促進のところの課題でございますが、1番、委員と事務局が連携を密にして耕作を希望する者にきめ細かな情報を提供できる窓口体制の構築、これが課題です。

2番、庁内の連携による移住希望者に向けた農地や住まい等の一元的な情報提供ということも課題の1つかということでございます。

3番目、地域で利用されていない農地、農機具、施設、空き家等に関する情報の積極的な掘り起こし、こちらも課題となっております。現場において委員さんが活動できるような機会があるのではないかと考えておりま

す。

それから、4番目、新規参入後の営農や生活に関し、定期的に声をかけるなど支援の継続、こちらでも新規参入してからも時々声をかけていくというようなことが重要なことではないかというふうに思っております。

それから、中ほどから下ですが、2番の最適化活動の活動目標ということで、こちらは月10日は活動しましょうというのが農業委員会系統組織の目標、日本全国の目標になっております。

ただ、ゼロだったら困りますけれども、5日以上はやっていただければというようなのが希望的な考え方でございます。

次、その下の(2)の活動強化月間の目標設定ということで、1年間で3か月間、活動強化月間を設けてくださいということでございますので、こちらについて、しっかり議論いただければと思うんですが、これ、事務局レベルで考えたことですので、受け入れられるかどうかというふうなこともあります。

何かやらなければいけない活動強化月間を3回つくるという中で、まずは時期が適切かどうかちょっと分かりませんが、7月、新規参入の促進ということで、新規参入者声掛け運動推進月間というふうなものを素案としてお出します。

新規参入者を訪問して、現在の営農状況を確認し、農政に対する声を聴く。過去にどういった方がその地区に新規就農しているかというのは、リスト等も当然提供しなければいけないわけですが、その後どうなったか。ちょっと声をかけてくださいというふうなことを目標に取り組みればなということです。

何軒訪問してくださいというような数字的なことは書いてございません。

11月です。遊休農地の解消ということで、遊休農地解消活動推進月間という形にしました。調査を終えて、遊休農地の調査を終えて、耕作条件が比較的良好な遊休農地、多分何でこんないい農地なのに遊休化しているんだろうというふうな農地、比較的良好な農地については、次年度からの耕作再開に向けて、土地所有者の意向を確認したりしまして、担い手等へつなげていく、貸借を促進するというふうなことを重点目標に掲げればどうかというご提案でございます。

1月、農地の集積ということで、この時期に春の営農シーズンに向けて、特にJA等で次期作に向けて地域、地区内の調整会議を行う時期かと思いますが、こちらでもJA等の事務局と協力しまして、集積・集約化に向けた調整活動を行っていただいて、農業委員さん、推進委員さんがその輪の中心になって、積極的に参画していただきたいという、そういう取組を農地集積活動推進月間として持ってきた次第です。

こんなことで3回、3か月間設定していけばどうかというのが事務局提案、素案ですが、ご審議をお願いしたいところです。

それから、最後、一番最後ですが、3番目、(3)新規参入相談会への参加目標。

1回は誰かが参加してくださいというようなのが農水省の求めでございま

して、農政課と相談しましたら、ちょうど7月30日の土曜日に県と市町村、JAの合同就農相談会というようなものが開催されるということで、場所は新宿のほうになるということなんですけど、ただ、対面でもいいし、オンライン参加でも、どちらでも対応可能だというようなことでございます。

市町村、JA、就農相談ブースが21ブースほど出るというようなことなんですけど、こういったところに、農業委員会としても関わっていただければ、この目標はクリアできるのかなというふうに考えたところでございます。

ということで、方向性として、本日は素案をお出ししたところでございます。

地域別の目標等、まだ詳細は今後になりますけれども、ご意見等頂戴できればありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

なかなか疲れる説明、どうも疲れちゃうけれども、これがやはり基盤強化法、人・農地プラン法定化の地域の中へ流し込むとこんな形になるというような結果だと思います。

あと、事務局の対応の中で、いろいろ具体的な数字等、まだこれから流し込むところもありますが、こんな方向が国の施策の具現化、また前段の挨拶で申し上げましたが、これが地域とか農業とか、そういう地域を守るとか、そういうことにイコールになれば一番国の政策と我々の立場が合致するわけですが、なかなか首を傾げたくするような要素もありますが、そこを皆さんで消化していただいて、形を合わせていくというのが我々のスタンスじゃないかなとは思っています。

そんな中で、今回はそれぞれ意見を賜りながら、次回ですか、具体的な流し込みをするわけですが、それぞれ言っていただいて、皆さんのほうから意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

柳澤さん。

柳澤農業委員

説明を伺っていて、それぞれにこれ、大変だなという感じはしますけれども、多分一番ちょっと労力というか、難しいと思うのは、40ページの遊休農地の解消というところですね。

この緑区分は、既存のものは5年間で解消、それからあと新規のものは、その年度内に解消ということなんですけれども、これ、実際には農地に戻した後、そこをどう使うかっていうのがですね、結局具体的に何かそこで農作物を作るとか、あるいはそういったことをやらないと、また元に戻ってしまうと。

農作物を作ったときに、じゃそこで作ったものの出口ってどうなのっていう、それぞれ農家はみんな精いっぱい。多分精いっぱい今、田んぼや畑の仕事をやっていると思うんですけども、そういう新たに加わったところで、何を作って、どういう出口を求めていくかというあたりの考え方なり戦略がないと、やっぱり積極的に遊休農地を解消しようという動きに、つ

まりそういうモチベーションがないと、つながらないんじゃないかっていう気がするんですね。ですから、そこが非常に大事な点じゃないかという気がします。

議 長

確かにね、病んでいる農地を処方箋もなく、ただ治せと言っているに等しいところだもんですから、ここ病んで、遊休荒廃地になるなら、こういう人に頼んでソバを作れとか、そういう処方箋が具体的に書ければいいんですが、そこがやっぱり地域ごとの課題で、今までの停滞したというか、そのところが原因だと思うんですね。

そういうふうに我々もそこを考えなきゃいけないし、それぞれみんなが地域の遊休荒廃地に対する緑区分にしろ、黄色区分にしろ、処方箋を書けるかどうかというのがここ、勝負の1つだと思いますが、具体的に僕の頭の中ではまだないですけれども、何か事務局でありますか。

板花局長補佐

やはり中山間地域で本当に何か逆転の発想、発想の転換を図って、手をかけずに、コストもそんなにかからずに農地を守っていくような、そういう方策が考え出せれば、そんなにもうからないけれども、荒れもしないというような、そんな方向性が考えられれば、中山間地域が継続できる、持続できるというような方向に行くんじゃないかなというふうに思うんですが。

柳澤農業委員

ただ、この点は、これまでのね、これまでの農業の考え方の延長にはなかなかないんじゃないかという気がするんですね。ですから、そこを何か知恵を出していかないといけないんじゃないかという気がしています。

議 長

確かにそうですね。それぞれ午前中、振興委員会でも、その辺の1つの提案といいますか、その辺も何かお示しできたような、これからできるようなこともあります。それぞれいろいろな複合的な案を出しながらということになると思いますけれども、いいですか、この辺はこういうことぐらいしかないとしますので。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。また具体的にまた事務局段階で出てきますし。

それでは、今、補佐のほうから、この辺の設定、3か月の行動計画、こんな内容でそれぞれ44ページの(2)活動強化月間の設定目標というところのページだけ、皆さんのこれが行動に即していけるものかどうかというところのご意見を賜りたいということなんですけれども、3か月つくれということで、7月、11月、1月と、こういう関係で割り振ったというのが率直なところだと思いますけれども。

じゃ、いいですかね。またこれをたたき台にして、何かあったら、その都度出してもらおうということで、我々の動きやすいというふうに変えていく

ということで、また地区ごとの目標を設定していきたいと思っておりますので、またご意見賜りながら行きたいと思っております。

また、土地利用計画という難題も往々にして出てまいります、触れませんが、またそれぞれ頭の隅に置いて、いかに流し込むかということでご理解をいただきたいと思っております。

ということで、続きまして報告事項に移ります。

最初に、報告事項ア、令和4年度農作業標準労賃・機械作業標準料金についてを議題といたします。

田中事務員さん、お願いします。

田中事務員

すみません、それでは農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

早速46ページ、47ページをご覧ください。

46ページがJA松本ハイランド、47ページがJAあづみ、梓川地区の料金表です。

これは、委員の皆さんそれぞれのお立場で、地域から相談があった際に参考にしていただきたいというもので、2つのJAから本年度の料金表を收拾しまして、ご提供するものです。

傾向としては、一般農作業労賃では、JA松本ハイランド、あづみ共に昨年度から引上げが見られます。また、機械作業料金の複数項目においては、JA松本ハイランドで値上がりが見られます。

簡単ではありますが、以上、参考までに提供させていただきます。

報告は以上です。

議長

以上、報告がありました。

これは、それぞれの組織の中での大体目安として提出されたものですので、我々がここはこうだというような具体的なことは申し上げる立場にありませんけれども、またそれぞれの中で把握しておいていただきたいと思っております。

この点について何かございますかね。

[質問、意見なし]

議長

じゃ、それではこれをご承知おき願いたいと思っております。

次に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

48ページ、49ページでございます。

本日午前中に農業振興委員会が行われまして、今年度意見書をどんな項目で出していくかというようなことで議論が行われまして、1つは、やはり

中山間地域の問題をどう解決していくかというところの意見書を1つ作りたいなど。

2つ目は、新規就農、農業者を増やす取組の中で、やっぱり親元就農支援についてももう少し力を入れていきたいねというようなところが2つ目。

3つ目としましては、松本市の農業の組織が、産業振興部というような形になっていて、農政が薄れているという意見。そして、松本市の総体的な農業の地位も低下してきているんじゃないか。例えば、議会質問も、農政に関する質問が最近取り上げられなくなってきているんじゃないかという、そんな危機意識から、抜本的に松本市の農政、農業をどうしていくんだというふうなところ、組織も含めて、そこら辺を問いたいというような意見書、その3つ。

プラスアルファで、マーケティングとか、地域で問題になっているような難しい雑草の防除とか、そんなような意見が出たところでございまして、また鋭意農業振興委員会のほうで検討を進めていきたいなというふうに思っています。

また、ちょっと今後の課題ですけれども、中山間地域で導入可能な作物ということで、マーケットに詳しい市場関係者等を招きながら、手のかからない、省力化できるような、それでいて今注目が集まっているような作物について、ちょっと提案してもらおうような機会を設けられたらいいなというような話もあり、そういう機会がもしつくれたら、委員さんのご協力をいただいて、地域づくりをやっている方にも声をかけていただいて、勉強会が企画できればいいかななんて思っているところです。

49ページは、6月の予定ということで、ご覧いただければと思います。

書面決議の予定している会議等もございしますが、6月30日はまた総会、それから農業振興委員会、情報・研修委員会を開催してまいりたいということでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
これについて何かありますか。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件については説明のとおりご承知おきを願います。
以上で報告事項は終了しました。
続きまして、その他の項目に入ります。
最初に、長野県農業開発公社事業の概要についてということで、少々お待ちください。
悩みを共に持つ開発公社の説明に移りたい。
その他、最初に長野県農業開発公社事業の概要についてということで、本日は長野の本所から中田中間管理部長と松本事業所から古田参事がお見えになっております。

せっかくの機会でありますので、悩みを持つ同じ者として、公社事業についていろいろとお教えいただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

バトンをお渡しします。

中田（公益財団法人長野県農業開発公社）中間管理部長 お疲れさまです。私、農業開発公社本所の中間管理部長を務めております中田と申します。この4月から部長として着任をして、事業を推進しているところでございます。

日頃から農業委員さん、農地利用最適化推進委員の皆様には当公社の事業推進にご協力いただき、大変ありがとうございます。

また、農地中間管理事業についても、皆様の取組によりまして、担い手への農地の集積・集約化が進んでいることについて、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

じゃ、すみません、座って説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

事業の概要説明の前に、この前、5月27日に公布されました経営基盤強化促進法と農地中間管理事業法の改正の関係、併せて農地関連法ということによっておりますが、少し触れさせていただきたいと思っております。

概要については、皆様、新聞報道等でも見ていらっしゃるかと思いますが、この改正法につきましては、農地中間管理事業に関係するだけでも、人・農地プランを目標地図に示した地域計画として法定化すること、また地域計画での農地の受け手は認定農業者等に限らず、多様な形態を対象としていくこと。また、地域計画区域内では、農地中間管理事業を重点的に進めていくこと。また、経営基盤強化法に基づく市町村が公布をしております農用地利用集積計画を中間管理法に基づく機構計画であります農用地利用集積計画等促進計画へ統合する。中間管理事業に農作業等の受委託を追加することなど、多岐にわたっております。

施行期日は、令和5年4月を想定しておりまして、地域計画は施行から2年間で策定を求められていくという形になっております。

また、農業委員会におかれましては、関係者の協力を得て、目標地図を作成すること、農地等の利用最適化の推進に関する指針を定めること等、より一層皆様の役割が重要となってまいります。

当機構といたしましても、来年4月に向けまして、国・県に早期の情報を求めるとともに、法改正に伴う体制を整えていくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

長くなりましたが、当公社の事業概要について、農地中間管理事業の概要につきましては私から、農地売買事業の概要につきましては松本事業所の古田参事よりご説明いたします。

それでは、当公社の資料1ページをご覧くださいと思います。

まず、農地中間管理事業の概要についてご説明させていただきます。

事業の概要ですが、国は平成25年の10年後の令和5年までに担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現することを政策目標に掲

げまして、1の農地中間管理機構の整備・活用、2の耕作放棄地対策の強化の2本柱で政策を展開していくこととしております。

農地中間管理機構の整備・活用につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の制定、農業経営基盤強化促進法の改正等が平成25年12月に成立いたしましたして、知事は各都道府県に1つ農地中間管理機構を指定することができることとされ、長野県では、当公社が平成26年3月に知事から指定を受けたところでございます。

農地中間管理事業を実施することによりまして、その目的、記載ありますとおり、①の農業経営の規模拡大、②の農用地の集約化、③の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進等を事業の目的として実施しております。

(2)に事業の仕組み、記載させていただいておりますが、本事業は、農地の貸し借りを通じまして担い手への農地集積と集約化を推進いたしまして、農地の有効利用や農業経営の効率化を図る事業でございます。

これまでの農地法に基づく3条許可、経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の報告に加えまして、農地の出し手と受け手の間に営利を目的としない公的機関が仲介することで、安心して農地の貸し借りができる仕組みとなっております。

2ページをご覧ください。

事業の一般的な流れですが、この流れは一括方式によるものでございまして、地域の話合いを通じて出し手と受け手のマッチングが調っている場合には、1つの集積計画で出し手から中間管理機構の貸借、機構から受け手の貸借という2つの対策を一括で設定が可能であり、長野県の当機構では、この集積計画一括方式による貸借を基本としておりまして、農業委員さん、農地利用最適化推進委員のご協力をいただきながら、事業実施をしているところでございます。

3ページも併せてご覧いただければと思いますが、農地の出し手から機構、農地の受け手への流れを示していますが、真ん中の緑の部分、長野県農地中間管理機構の部分をご覧いただきたいと思っております。

その中で、借受希望者と貸付者のマッチング部分でございます。

まず、公社が地域を定めまして、農地の借受希望者を公募いたします。

次に、公社は公募締切りごとに応募された方々の情報を整理いたしまして、公社のホームページへ公表いたします。

次いで、公社の貸付先決定のルールに基づいて、農地を貸し付ける担い手の候補者を応募者の中から選定し、地域のご協力をいただいてマッチングを行っております。

マッチングが終了すると、業務委託先のご協力によりまして、農用地利用集積計画の作成、また審査をいたします。

公社は、利害関係の意見を聴取した後、県知事へ協議いたしまして、知事の同意を得ます。

同意を得た計画書を市町村へ提出いたしまして、農業委員会の審査決定を見て、2つの計画の報告を行い、公告の完了後、公社は計画に基づき、農

地の所有者から借り受け、担い手に貸付けをいたします。

賃料につきましては、公社が農地の借受者から毎年11月20日に賃料を徴収いたしまして、農地の所有者に毎年12月10日に賃料をお支払いするという流れとなります。

4ページをお願いいたします。

この中間事業の主な活用メリットでございますが、まず出し手のメリットにつきましては、契約期間中、安定した賃借料が確実に入ること。

また、貸付期間満了後に確実に土地が戻ること。

また、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対しましては、国の協力金が交付されることなどがございます。

また、受け手のメリットでございますが、賃借料は、双方合意した額を機構が指定口座から引き落としを行います。

また、機構が地主への振込手続を行うため、受け手の手間が省けるなどがございます。

今までが中間管理事業の主な概要でございます。

5ページをお願いいたします。

農地中間管理事業による貸借の実績でございます。

3年度実績、上段の表にございますが、借入れにつきましては、面積で2,165.4ヘクタール、前年比115.6%、貸付けにつきましては、2,835.1ヘクタール、前年比116%の実績となっております。

下段に松本地域の実施状況を表に記載をさせていただいております。

松本市につきましては、借入れが341ヘクタール、前年対比で107%、貸付けが415ヘクタール、前年比73%の実績となっております。

6ページをお願いいたします。

事業の貸付けの実績でございます。

上段の表の借入れの部分の⑤のところをご覧いただきたいと思いますが、年度末の保有につきましては、面積で8,235.9ヘクタール、貸付けの欄の年度末保有につきましては、8,156.3ヘクタールとなっております。

これまでの事業の推移について、下段の(3)にグラフを表させていただいております。

1,600ヘクタールのところに赤線で太い線を引いてありますが、これは当機構が定めております年間の新規集積目標でございます。

農地中間管理事業も、平成26年度に創設され8年が経過し、今年で9年目となります。令和5年5月に法改正がされ、令和2年度から、先ほど申し上げました集積計画一括方式の導入ですとか、円滑化事業との統合一本化、また契約終期を迎える案件が機構に移行されたことや、農地整備事業等による集団的な権利設定が促進されたことなどから、令和2年度、令和3年度と年間の新規集積目標を上回る実績となっております。

中間管理事業、最後、7ページでございますが、農業委員会との連携でございます。

農業委員会との連携ですが、農業委員会は、農地法等の権限に属する事項

のほか、農地等の利用の最適化の推進が必須業務で加わりまして、農地中間管理事業と一層の連携を図り、活動を行うものとされております。

農業委員さん、農地利用最適化推進委員の皆様には、農地中間管理事業への理解を深めていただくとともに、地域における人・農地プランの話し合い等の場において、農地所有者に意向把握ですとか、農地の利用調整、また地域の合意形成を行うなどを通じまして、事業の積極的な活用にご協力いただきますようお願い申し上げます。

前段で触れさせていただきましたが、今回の改正農地関連法の目標地図を含めた地域計画の策定、また地域の共通の目標となる地域計画の達成に向けて、関係機関が連携して取組をしていくことが求められます。

当公社、機構といたしましても、法改正に伴う対応について、適時適切な対応を進めてまいりますので、またご協力のほどよろしく願いいたします。

農地中間管理事業につきましては以上です。

じゃ、続きまして古田参事から農地売買事業についてご説明申し上げます。

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事　ご紹介いただきました松本市担当をしております松本事業所の古田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員さんの中には、既に直接いろいろな案件でご厄介になっている方もいらっしゃると思います。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから農地売買について説明いたしますが、お手元に、ちょっと確認なんですけれども、厚くつづった農地売買事業の概要についてという資料のほかにパンフレットが2つあります。これを若干説明をいたしますので、お手元をお願いしたいと思います。

まず最初に、厚手の資料をお願いします。

着座で説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

農地売買事業につきましてですが、農地売買につきましては、この今日の、説明をします公社事業の関係と、それから農地法に基づく所有権移転ということで、二通りございます。

公社の事業につきましては、農業経営基盤強化促進法第7条第1号ということに規定されておりまして、その中で売買を実施することができることになっております。

農業経営基盤強化法ですので、目的としては、育成すべき効率的で安定的な農業経営体、これをつくっていくということが大原則でありまして、そのためには、農用地の利用の集積等を図って、強固たる経営体を育成していくということが大前提でございます。

そこにあります左上に黒帯で1と2と書いてある担い手支援農地売買事業と県単独農地売買事業ということで、2つございます。

1の担い手のほうは、認定農業者を中心とした売買事業。これは国庫対象でございます。それから、もう一つは、それ以外の経営規模拡大に取り組む農家ということで、県単事業というふうになっております。

一番下の四角の中に書いてございますが、農地売買事業の実施対象地域は、その上に図がありますが、白抜きになっている市街化区域を除いて、その黒くなっている部分が対象でございます。斜め斜線になっているところは農用地区域ですので、最も重要な部分ということになります。

少し飛びますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

農地売買実績と書いてありますが、動向でございますけれども、上のグラフは農地価格の推移でございます。これ、全県のものでございますので、左のほうに平成15年に平均という一番下のところに1,918,10アール当たり191万8,000円ということになってございます。それが、ずっと推移して行って、右の端に令和3年というのがあります。555と並んでおりますけれども、単価が下がってきております。当時から見れば、3分の1くらいになっているのかなというような動向でございます。

その下のグラフですが、これは件数と面積でございます、見たとおりで、ジグザグ、デコシャコありますけれども、ほぼ大体同じような推移で売買されているというようなことがうかがえます。

7ページをお願いします。

7ページには松本管内の実績を挙げてございます。あくまでも公社事業ということで実績になっておりますので、ご覧いただければと思います。

数字が並んでおりますが、その下にグラフ化したものがありますので、中段の右側のグラフ、これが松本市の関係になります。ご覧のとおり、28年、29年ですか、13.2ヘクタールということで、かなり多くの売買が行われています。近年は少しデコシャコありますが、若干減少ぎみということになっております。

ただ、近年のこの面積については、もう3条の取引の動向もありますので、それらを見させていただきますと、逆に若干増えている、最近、ここ2年くらいまた増えてきているというような動向もありますので、公社事業をうまく活用していただければなというふうに思っております。

ちょっと戻りまして、4ページをお願いします。

では、農地売買、どんな内容で取引されているのかなということで見ますと、4の(1)のアというところを見ていただくと、不在地主からの売渡しということがあります。相続等によりまして権利を得ただけけれども、農地の維持管理ができない。この場所に住んでいない。東京に住んでいるとか、とても農地を管理できないといった方から、何とか売りたいんだけど、買ってくれる人はいないでしょうかというような話があって、そういう中から結びついたもの。

それから、その次のイとして、貸借していた農地の取得。これは、貸借期間がちょうど満了するとき、次に契約を結んでいくという段階になるわけですが、その際に、これを契機に作っている人に売っていく、あるいはほかの人に売りたいというようなことで、それが結びついたもの。

それから、ウとして、担い手の経営規模拡大にぜひとも農地が欲しいという方に売ったものということで、こんなパターンがあります。

特に、(2)のところに書いておきましたけれども、1行目ですが、農地

の相続を受けてからの相談が増えてきております。

数行下に、土地持ち非農家や農業経験のない世帯が農地を相続することが今後も増加する傾向となると見込まれます。農地をうまく使っていく上では、やはり担い手に上手に集積を図っていくことが重要で、その手法として、先ほどの中間管理事業もありますが、この農地売買事業をうまく使っていただいて、集積を図っていただければなというふうに思っております。

すみません、公社事業について、売買事業について、もうちょっと詳しくいきますが、パンフレットの厚手のほうじゃない、紙でカラー印刷した裏表になっているもので、表題に「農業開発公社では農地売買の取組みを通じて担い手農家への農地集積を支援しています」というパンフレットがありますので、ご覧いただきたいと思います。

これは、最初に丸く「売り」と書いてあるのは、これは農地を売られる地主さん、その右に「買い」と書いてあります。これは新たに買っていただける方ということで、それぞれメリットを整理してございます。

「売り」のほうの地主さんのメリットでございますが、公社を利用することによって、2つメリットが書いてありますが、一番大きいのは、そのメリット1、譲渡所得が800万円まで特別控除されますと。譲渡所得ですね、これ、農振農用地に限るわけですがけれども、800万円までは税金がかからないと。確定申告はしなくてはいけませんが、手続でもってそういうことであります。

それから、メリット2ですが、適正な価格で契約できます。これは裏を返せば、例えば農地、ただ同然で農地を売買するとか、べらぼうに高い値段で取引をするということは、公社ではそういう場合は取り扱いませんという意味です。ですので、それぞれ実勢の価格とか、ご相談に応じて対応してまいりますので、何かあった場合には、また相談いただければと思います。

それから、今度、農地を買う方ですね。メリットが3つそこに示してあります。

一番大きいのはメリット1でありまして、所有権移転の登記をするわけですがけれども、松本市の場合には、嘱託登記で松本市長にお願いをしまして、登記をいたします。したがいまして、農家の方のご負担がありません。それが一番のメリットかな。

メリット2と3は、2が登録免許税、3が不動産取得税、これが軽減となります。大きな金額ではないですが、メリット2は1000分の15、これは土地代の1000分の15が1000分の10というふうになりますし、それから不動産取得税については、課税価格の3分の1相当が控除されるということでございます。

こんなメリットがあります。

ただし、その下のほうを見ていって、絵が描いてありますけれども、その下に公社手数料というのがあります。この事業を実施するに当たって、それぞれの売り手、買い手から手数料を頂きます。手数料は、そこにありますが、公社へ売ってくださる地主さんの手数料は、事業が先ほど担い手

事業と県単事業とありましたので、それぞれ違って、担い手は土地代の3.0%プラス消費税、それから県単独事業は3.6%プラス消費税というふうになっています。

それから、右のほうへ行って、公社から売渡しの場合には、土地代の1.5%というふうになっております。

いずれも、この手数料については、本当に事務手数料であって、公社のもうけは一切なしですので、気軽に利用できるかなというふうに思っております。

ちょっとぴんとこないかもしれませんので、ちょっと裏をめぐってください。

右上にちょっと「取扱注意」と書いてありますのは、公社事業と相対取引、この二通り売買事業にはあるんですけども、それをちょっと比較をしてみました。

例として、農振の農用地、青地を10アール、これを坪3,000円と試算しまして、その10アールの農地を売買した場合はどうなるだろうかということでやってみました。担い手支援事業を使うということで設定してみました。

そうすると、上の所有者から公社へ渡すということですから、地主さんから公社へまず売っていただくんですが、この際には、公社関係では、上から土地代、それから途中に譲渡所得特別控除額800万円と書いてありますけれども、こういうものがあって、最後の⑥番の納税後の手取り額87万7,200円、90万円の農地が87万7,200円ということになります。

相対の場合には、専門の司法書士さんとか、そういうところをお願いするケースが多いと思います。そういう中で、手数料等、これは試算値でありますので、当然安く設定してくれる方もいるかと思っておりますので、一概には言えませんが、一般的にこのくらいかなということで試算してみました。そうすると、69万1,187円で、右の端に差額ということで書いてありますが、18万6,000円ほど公社のほうがお得ですよという、そんな内容になっています。

それが地主から公社へと。

今度、公社から買われる方へということで、その下に表を作っておきましたが、土地代90万7,500円ということで、それぞれ手数料、登記料、登録免許税、不動産取得税を加えますと、93万1,300円に対して、相対のほうは102万4,800円ということで、差引き9万3,500円ということになります。

これを見ただけでも、それぞれメリットは大きいかなというふうに思いますので、またこんな内容をご理解いただければと思います。

ただ、さっき取扱注意と言ったのは、当然司法書士協会の皆さん、間に入って相対のほうは進められることが多いので、これは委員さんの手持ち資料ということで承知しておいていただいて、営業妨害にならないようにひとつよろしくお願いしたいと思っております。

公社のほうのこれだけのメリットがそろっているというのは、裏腹に、これから説明しますけれども、本体の資料の2ページをちょっと見ていただきたいんですけども、本体の2ページの実施要件、何でもかんでもというわけにいかないところがそれに該当するんですけども、最初の四角と次の四角はちょっと飛ばしまして、その下に「要件」と書いた四角があります。公社から農用地等を買受ける者が取得時に現に耕作を行っている農用地等を併せた面積が基準面積を超えること。

一体基準面積とは何ぞやということになりますが、これは品目によって違います。水稻、果樹、野菜、あるいは複合経営によって違いますが、松本市の場合には、50アールから80アールの幅があります。先ほど言った作柄というか、それぞれの経営の種別によって違うんですけども、50アールから80アール必要なんですが、農地を買った時点でですね。買った時点ですが、これに満たない場合もあります。市のほうで設定してある別段面積ってありますね。そこら辺があるんですけども、その面積以上で、農業委員会の意見書つきで売買を認めるというケースがあります。それはまた現場で私どもと関係者をご相談しながらいきたいと思いますので、一応そういう基準面積がまずあると。ですから、僅かしか農地はないけれども、買いたいというときに、これに引っかかってくることはあります。ですが、結構幅広く公社の農地売買に取り上げてでもいいかなというケースは多いと思いますので、ぜひご相談いただければというふうに思います。

まだほかの細々ありますが、飛ばしまして、5ページをお願いします。

5ページに、今日お集まりの農業委員さん、あるいは農地最適化推進委員さんと連携をして、これから売買事業も進めていきたいと思っておりますので、表題に書いてある数行は、先ほどから言っております、やはり農地集積を図っていくという大前提の中で、中間管理事業と、それからこの売買事業をしっかりセットで進めていくことによって、この地域の農業の発展につなげていくという大前提がございますので、そこを念頭に置いて、次のポツで5つほどお示ししました。こんな点でご協力をいただければと思っております。

最初のポツにあります、先ほどのメリットですね。パンフレットにあったメリットをぜひ活用していただければと思いますので、こういうことに関してのアドバイスを現地ですていただければありがたいなと思っております。

それから、2つ目のポツ、農地売買の情報とありますが、売買の相手が決まって、これはもう売買に行けるぞということで、そんな相談を受けた当事者及び農業委員会事務局と農地売買事業を検討の上、公社松本事業所に連絡をいただきたいというふうに思っています。

相談を受けた時点で、公社に制度の説明をしてもらったらという案内でもいいかと思えます。そんなことで、相手が決まらなると公社事業にのっけられないので、公社のほうでは、そこまでちょっと相手を決めるということではできないので難しいんですけども、制度をまず知っておいて、じゃ相手を絞っていくという考え方もあるので、いろいろな意味でアドバイス

いただければと思います。

先ほどお話ししたとおり、農地法3条による許可も、推移として減っているわけじゃなくて、逆に最近増えているといった状況もあるので、決してニーズはないわけではないということがありますので、それぞれまたご相談があったり、地元でこんな動きがあったときに、公社事業を使ったらというふうなアドバイスをしていただければありがたいなと思っております。

それから、3つ目のポツは、今の内容になりますが、いろいろな情報、私どもには入ってきます。それらの情報は農業委員会へもつなぐような形で今現在もやっておりますので、また一緒になって利用調整をお願いしたいというふうに思います。

4つ目は、中間事業などで合意解約をして売買するという機会も増えてきております。あるいは、貸し借りがちょうど終わるというタイミングがあったりします。そんなときにも公社事業の活用を検討いただければということで、ご配慮いただければと思います。

最後のポツは、先ほど中間部長のほうからもありましたけれども、担い手への集積については、やはり関係者の情報共有をしながら、一緒になって進めていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農業委員長さんともたびたびいろいろなお話をさせてもらう機会も幾つかありまして、最近もお話をしながら情報交換して今、やったりしていますので、引き続きまたよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

私のほうからは以上でございます。ありがとうございました。

議 長

お二方、ありがとうございました。

委員の皆さんで何かご質問等ありましたら、いい機会でありますので。じゃ、至委員。

塩原（至）農業委員 波田地区の塩原と言ひます。

ちょっとこれはお願ひなのか、質問なのか、ちょっと自分では私からないんですけども、農家っていう部類のことでちょっとお聞きたいんですけども、波田地区は結構緑花木の関係が多くて、何軒かいるんですよ。その方が農地をかうに当たって、前、ちょっと開発公社を通したほうがよくはないかというやっぱり農家からの要望があり、このメリットをみんな知っていますんで、なぜ、ぜひ通してくださいということで、私もちょっとお願ひに、お願ひというか、電話した経過があります。

そのときに、緑花木は農業の品じゃないというか、だから対象外だというふうになってお願ひして、そこら辺が、なぜ森林関係が農地を持っているにもかかわらず、この開発公社を通して買えないのか、そこら辺が疑問になりまして、また今度、また違ふ農家の方から売買の話がありまして、ではもう一回開発公社の人に聞いて、それはどうなるのか、もし緑花木の関係の方が農地を開発公社で買えることができればかうし、いけなければ、新規就農か3条でちょっとかうとかいう話になってお願ひして、そこら辺、なぜ、農政課にも聞いたんですけども、緑花木は農家だと。農家対象にも

かかわらず、開発公社を通せないというそこら辺の理由もちょっとお聞きしたいのと、今後、緑花木も農家として扱ってくれるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長 いいですか。
じゃ、古田さん。

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事 すみません、委員さんからも以前にそんな話を受けて、対応した経過がございます。

今、お話があったとおり、緑花木、いわゆる農業経営と考えたときに、実を言うと、この経営基盤強化法で言うやっぱり農業というのは、その農地を使って農業生産をしていくということになりますので、当然人・農地プランでもそうですし、それから収支の面でも、農業ということでその経営が自立して、経営発展していくという視点にありますので、農業開発公社の場合には、さすがにそこを逸脱した取引はできないということで、緑花木については、いわゆる造園業と言ったほうがいいんですかね。少し農業とはちょっと違いますので、対象にはしていないというのが事実です。

ご要望なり、そういう意味でもあるかとは思いますが、趣旨として、取扱いが今のところはちょっと困難な状況でありますので、ご理解いただければと思います。

塩原（至）農業委員 それで、もしブルーベリーとかそういう苗を作った場合には、対象にしてもらえるということですか。そのやつはブルーベリーの苗も作ったりしているものですか、そういうのは対象になることはないんですか。

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事 それは、ブルーベリーの苗を作るだけで生計立ててその土地はいるということですかね。

塩原（至）農業委員 5反歩を買うに当たって、じゃその土地は、ブルーベリーの苗を、今、造園業と言っても、今、苗木のほうはポット販売しかやってないんですよ。苗木というのは、あんまり今、でかい木、造園みたいなでかい木は売れないもので、今、ポットで、本当に花みたいな感じで取引って結構しているんですよ。その中にブルーベリーとか、そういう品種もあるものだから、それは果実になりますよね。

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事 なんですが、すみません、種苗となると、種苗法との絡みがありまして、種苗登録なり……

塩原（至）農業委員 ええ、それはちゃんと。

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事 それ専用に流通を、その農地って、

それだけで成り立つ……

塩原（至）農業委員 やらないと……

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事 ですね。どっちにしても、そこもちょっと本所で協議しないといけないと思うんで、ちょっと私だけでは何とも……

塩原（至）農業委員 もし本所と協議すれば、いい方向に行くとかというふうになるんですかね。

議 長 ちょっとその細かいところ、ちょっとまた古田さんと詰めてください。

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事 ちょっと、大前提としてさっきのことがあるもので、農業としての業にならないと、ちょっと無理ですから、そこだけ承知しておいてください。

塩原（至）農業委員 はい。

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事 業として、じゃ収支を出したときに、果たしてそれで農業として成り立つのかというすごく簡単な質問ですけども、とっても難しいと思います、位置づけが。

議 長 じゃ、ちょっとこれ、事例を含めて解いてください。
じゃ、秀俊委員、お願いします。

塩原秀俊農業委員 すみません、せっかくの機会なのでちょっと教えていただきたいんですけども、農地の貸し借りの関係で、使用貸借というのが大分増えてきています。固定資産税だけは地主が払って、要するに使用料を払って農地を維持している方というのが増えてきていて、そういう中において、今度は農地を贈与であげますよ。贈与取引というのも物件の中で出てきています。

今、公社の関係は、贈与の場合はタッチしないとおっしゃいましたけれども、そういうような中で、例えば5万ですとか10万ですとかというものを設定する中で、公社にお願いすれば、今、当然贈与であっても、農地の手続は必要になってくるので、というようなことをやってもらえるのかということと、それから贈与であった場合、贈与税というのはいかかるのかという部分、もしお分かりなら教えていただきたいと。

議 長 いいですか、古田さん。

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事 売買の話。

議 長 あれですよ、使用貸借……

川村局長補佐 結局あれです。贈与税がかかるもので、その比較で売買ったほうが良いという。

古田（公益財団法人長野県農業開発公社松本事業所）参事 そうそう。売買したいという話だよね。

贈与税のかかる云々とか、どのくらいの率とか、そういう話はちょっと私のほうでは言えないんですが、今言った売買をしていきたいということになった場合は、先ほど地主さんのメリットの2に書いてあった適正価格という部分がありますので、その適正価格に入っていれば、可能になってまいります。貸借しているので、あれですよ。売っていく相手先は当然耕作をしていく人と考えればいいですよ。農家って。農家でも、中には買っても耕作されない方もいるものですから、その方には売れないので、一番最初に言いましたとおり、売った方が耕作をするということで、その農家の経営基盤を強化するという、そういう意味で売りますので、価格がその中に入っていればです。そういう方がいらっしゃったら、例えばうちのほうですね、ちょっと売買していきたくいだけけれども、どうなんでしょうかねって相談を逆に私どもにしてもらえば、ここで幾らということとはちょっと分かりませんので、いろいろな農地の価格っていうのは、近傍の取引プラス固定資産として評価が出ているので、それらを参考にしながら判定していきたくいと思っていますので、相談逆にかけてもらうという、そんなことでいかがでしょうか。

議 長 じゃ、そういうことでお願いします。

じゃ、倉科さん。

じゃ、あと1問でお願いします。

倉科農業委員 すみません、公社のお二方には従前から大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。

梓川の倉科と言いますけれども、中間管理事業の関係で、ちょっとお話をおつなぎしたいと思うんですが、私、農協のほうの役員もいろいろ受けている関係で、農業者の方、ベテランから新規就農とか若い人、それからJAの役職員の方たちとも話をする機会がありまして、そういった中で、バンクの話がたまたま出ます。

その中で、私、中間管理機構は多分経営の5割、6割くらいは活用させていただいているんですけども、私なんかでもやはり貸し借りやる場合には、もう相手方を特定して、借りるこちら側ももう決めて、単価まで決めて、書類だけ作ってくれというふうに市役所の農政課へそれぞれ行くんですけども、いわゆるバンクとしての借入れ農地の手持ちがあって、それを担い手に貸し出す。もともと相手先がなかった農地を扱って貸し出すという、そういった仕組みを皆さんそういうもんだと思っている方が多くて、

役職員もそうだし、農業者の方なんかも、全然バンクから貸してもらえないとか、声もかからないという意見が非常に多くて、ちょっとその辺が、多分今まで人・農地プランもきちんとした実質化がなかなかできてこない中で、たとえバンクが農地を持っていても、誰に貸すかというところが特定できないかなというふうにも思っているところなんですけれども、現場では、もう黙っていてもバンクが貸してくれるのが当たり前じゃないかという意見が非常に多いもんですから、ちょっとその辺の、プランとの関係もあるんだらうけれども、やはりその仕組みをもう少し広く農業者の方、それからそういった農業者と話をするような農協の職員にもよくその事業の仕組みなり、今だとどういったことができるのかというところをつなげていただくような機会を数多く持っていただければと思います。

私、自分で説明できる場所は幾らでもするんですけども、やはりなかなか理解が得られない。最初にバンクだ、バンクだと言って新聞報道されたものが、なかなか地元の農業者の人たちが理解してないところがありますんで、その1点をお願いしたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それ、要望ということで、またお二方には心してそれぞれ対応してもらったり、またちょっと変わってきますと、またこれからその辺も含めた中での周知徹底をお願いします。

それぞれ質問時間経過しておりますので、ここで止めたいと思いますけれども、いい機会でありますので、中田さん、また古田さんには、直接ここに電話番号もありますので、分からない点、またこうしたらいいかという提言等もまたすり合わせをしていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

また、お二方には忙しい中、わざわざ時間を割いて、ありがとうございました。これからもよろしくお願いしたいと思います。

よろしいですかね。

じゃ、これで公社の説明ということで、閉じさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、支援センターからの情報なんですが、板花補佐。

板花局長補佐

戸谷補佐、今日ちょっと都合で来られなくて、私のほうからつなげていただきます。

今日、当日配付資料ということで、机の上にお配りしたとおりでございます。

内容は見ていただければと思いますが、注目するところは、やはり熱中症ということで、昨日、おとといと急に暑くなって、5月なのに30度を超えるというようなことで、熱中症、大変危ない状況でございますので、しっかり水分を取ってくださいというような内容。

それから、一番最後のところ、収入保険の関係のパンフレットがついてお

ります。4月の農政課との研修会の折に収入保険のこともちらっと質問が出たこともありまして、11ページご覧のとおり、収入保険、何でも対象ということで、自然災害とか、収穫量の減収とか、そんなことじゃなくて、けがや病気で収穫が不能になった場合とか、倉庫が浸水して保管中の事故とか、取引先が倒産するとか、盗まれてしまったとか、全てもう収入が減少するリスクは全て補償対象になるというふうなことが一番重要なところでございます。

それから、一番11ページの下にあるとおり、基準収入は過去5年間の平均収入（5中5）を基本に設定ということで、過去5年間の平均収入で設定する。ただ、営農計画を例えば規模拡大などは上方に修正、上方に補正して基準収入を設定するというふうな内容になっています。規模拡大、あるいは規模縮小も加味して設定というふうなことになっております。

また、12ページの一番下のところで、無利子のつなぎ融資が受けられますというふうなことで、早め早めにですね、もう保険金の受け取りが見込まれる場合は、NOSASI全国連から無利子のつなぎ融資を受けることができる。前借りができる、無利子でというようなことでございます。そこら辺がメリットとしてうたわれていることでございます。

一、昨年意見書で農業委員会、8割補助、市の8割補助というのを引き出したというようなこともありまして、農業委員さんのほうからも収入保険への加入推進というようなこともお力沿えをお願いしたいと思っております。

普及センターの関係は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、事務局から何かありますか。

板花補佐。

板花局長補佐

一、二点ありまして、新規就農希望カードというようなものを、今回県のほうから農地を探して、農地というか、施設を探しているというようなことで来たものですから、今後、いろいろな情報は事務局と委員の連携を密にして、どんどんと情報を流していきたいと思っておりますし、委員のお立場から、何らかの手がかりがないと最適化活動動けないというようなことも十分承知しておりますので、緊密に連携を取ってやっていきたいと思っております。

それから、あと活動記録簿、なかなかちょっと難しい、書き方分からないというふうな話もお聞きしておりますので、その都度その都度事務局にお問合せをいただいて、お答えしております。

これも、やってみて、最終形ではないもので、もっと改善しなきゃいけないところもあるでしょうし、最近の情報ですと、タブレット端末、また委員に導入するような形で動いていまして、まだ具体的なことはちょっとまだ決まってない、ご紹介できない段階ですが、タブレット端末でもこういった活動記録簿が、タブレットに入力すると、それが事務局に連携するような話も聞いているものですから、そんなことも含めて、活動記録簿、どう

やって書いたらいいかというようなことは、また今後、さらに検討していかなければいけないと思います。

丸つけていただくのはいいんですが、最低限どこで活動したかとか、もし相手がいれば、どういう方だったかとか、時間はどのぐらいだったかとか、紙の一番上の枠のところは最低限書いていただくとありがたいかなと。

相手がいれば、相手方書けるんですが、相手が物や農地だったら、なかなかちょっと難しいかもしれないんですが、それでも大体どの地域で活動したとかというようなことは書けると思いますので、丸つけるだけじゃなくて、上のところの基本情報もしっかり書いていただければありがたいかなんていうふうに思っているところです。

議長 ご苦労さまでした。
 その他皆さんで何かありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 以上で本日の案件は全て終了しました。
 円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
 議長を退任させていただきます。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 田 中 悦 郎

議事録署名人 21番 塩 原 至

議事録署名人 23番 二 村 喜 子